

第 7 5 号議案

加東市社・東条放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例制定の件

加東市社・東条放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市社・東条放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例

加東市社・東条放課後児童健全育成施設条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前		改 正 後	
(名称及び位置) 第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
加東市東条放課後児童健全育成	加東市掬鹿谷 2 3 3 番地 1	加東市東条放課後児童健全育成	加東市掬鹿谷 5 6 番地

施設「東条げんきクラブ」		施設「東条げんきクラブ」	
--------------	--	--------------	--

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(加東市コミュニティセンター東条会館条例の一部改正)

2 加東市コミュニティセンター東条会館条例（平成18年加東市条例第145号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

(1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

(2) 改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の欄に掲げる対象規定として移動する。

改 正 前	改 正 後
<p>(施設)</p> <p>第3条 コミュニティセンターに次の施設を置く。</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p><u>(7) 貸教室2</u></p> <p><u>(8) 貸教室3</u></p> <p><u>(9) 貸教室4</u></p> <p><u>(10)・(11)</u> 〔略〕</p>	<p>(施設)</p> <p>第3条 コミュニティセンターに次の施設を置く。</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p><u>(7)・(8)</u> 〔略〕</p>

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

第75号議案 要旨

加東市社・東条放課後児童健全育成施設条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

現在、加東市東条放課後児童健全育成施設「東条げんきクラブ」（以下「東条げんきクラブ」という。）は、専用施設と加東市コミュニティセンター東条会館（以下「センター」という。）の2箇所で開催しているが、効率的な運営をするために専用施設を用途廃止し、センターに集約して運営するため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 東条げんきクラブの位置を改めること。（第2条関係）
- (2) 加東市コミュニティセンター東条会館条例の一部改正（附則第2項関係）
センターの施設から貸教室2、貸教室3及び貸教室4を削ること。（第3条）

3 施行期日 令和6年4月1日

